

第1回ITU-T SG3会合 結果報告

KDDI株式会社 技術企画本部 標準化推進室 マネージャー

ほんどう えりこ
本堂 恵利子



1. SG3概要

ITU-T SG3は、T（標準化）セクターにあるSGの1つで「料金及び会計原則」を取り扱う。Tセクター内で唯一技術的でない課題を扱うグループとして、参加各国から会合の価値を高く評価される一方、政策的な事柄等参加国間の見解が異なる内容を扱う際、調整は難しく成果を出すまで議論を呼ぶ。

その顕著な現れが、2016年秋のWTSA（Tセクター総会）での勧告の承認である。SG3が前研究期の最終会合で承認した5件の勧告（表1）は、最終的には全て採択されたものの、D.52、D.53、D.261にはそれぞれ数か国の留保がついている。米国、オーストラリア、ドイツ、カナダなどが、記載内容は国内問題であると指摘したためである。

古くはSG3で主流であった事業者間の国際通信協定及び精算実務に関わる勧告の作成は扱われる議題の一部となり、最近では、広く様々な国レベルの経済的政策的課題が扱われている。そのような課題を扱う際、国際的局面的明確化・相互理解の一致を待たずに、まずはトレンドに置いていかれることが無いよう、課題の検討に着手する傾向が見受けられる。

Tセクターは新しい研究会期となり、2017年4月5日から4月13日の日程で第1回SG3会合が開催された。新しい体制・課題の中でも、前述したような先進国と途上国の対立は、いくつかの議題で展開された。今後も共通の成果を見出すことに一定の困難があるだろう。この中で、日本及び世界の通信業界が現在及び将来にわたり各課題にどう取り組むのか、複雑化する通信に関わるサービスとそれに関係するプレイヤーの中でどういう役割を担う必要性・可能性があるのかということを考えつつ、会合としての成果を出し

ていかなければならないと感じている。

今期も、前会期SG議長の津川氏（KDDI）が引き続き議長に就任し、13名の副議長と共に会合全体を統括している。今回の会合には、58か国から110名程の参加があり、日本からは総務省料金サービス課、NTTドコモ、KDDIが出席した。

2. 今期の体制

2.1 SG構成、課題・ラポータの割当て

WTSAの結果を受け、今後4年間の研究体制を整えることが今回のSG会合の主目的であった。

2017-2020年の研究期間は、4つのWPに13の課題を割り当て、課題ごとのラポータが設定された。前会期は、WPは3つ、課題10、ラポータは課題の中の案件ごとに設定されていた。今期からのラポータの設定は、Tセクターの他SGとの整合性を考慮したものである。

日本からは、課題2のラポータにKDDI本堂が、課題12のアソシエイトラポータにNTTドコモの大槻女史が就任している。

2.2 新たな課題の設定

WTSAで決定した11の課題に加え、以下2つの新たな課題の追加に合意した。同2つの課題は、5月に開催されたTSAGでも承認されている。

【課題12】 モバイルファイナンシャルサービス（MFS）に関する料金、経済、政策検討

途上国でのファイナンシャルインクルージョン（金融包摂）促進が主目的で、前研究期後半から注目度が高い。今回の会合には39件もの寄書が提出され、この問題の

■表1. SG3が前研究会期に承認した勧告

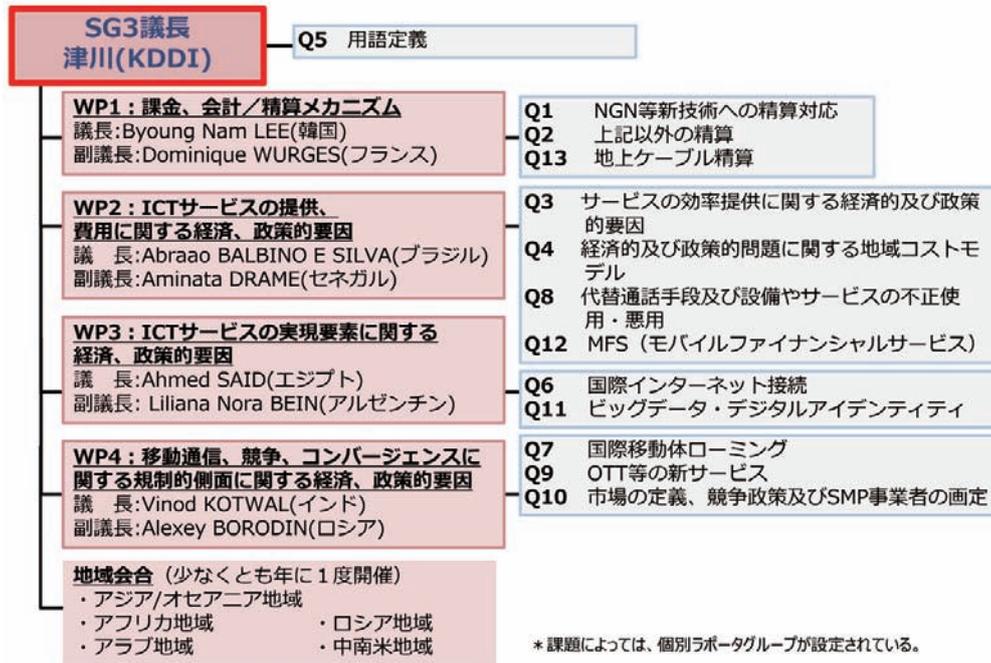
D.52（新規）	ITU-T Recommendation on establishing and connecting Regional IXPs to reduce costs of International internet connectivity
D.53（新規）	ITU-T Recommendation on International Aspects of Universal Service
D.271（改訂）	Revised ITU-T Recommendation D.271
D.97（新規）	ITU-T Recommendation on methodological principles for determining international mobile roaming rates
D.261（新規）	ITU-T Recommendation on Principles for market definition and identification of operators with significant market power（SMP）



visibilityを上げるためにも個別課題化することが支持された。課題のレポートにはエジプトが就任し、WP2で審議される。

【課題13】 多国間の地上電気通信ケーブルに関する精算協定の課題に関する研究

中国が今会合にて新規課題化を主張し合意された。米国、カナダ等は課題内容の確認に慎重な対処を示した。課題のレポートには中国が就任し、WP1で審議される。



■ 図. SG3 2017-2020体制

■ 表2. SG3 2017-2020研究課題

Q 1	継続	NGN、将来のネットワーク及び将来的に考えられる進歩を利用した国際通信サービスの課金、計算及び精算メカニズムの発展 (既存のDシリーズ勧告が進展する利用者ニーズに合致することを含む)
Q 2	継続	Q1で研究されるもの以外の国際通信サービスの課金、計算及び精算メカニズムの発展 (既存のDシリーズ勧告が進展する利用者ニーズに合致することを含む)
Q 3	継続	国際通信サービスの効率的な提供に関する経済的及び政策的要因の研究
Q 4	継続	関連する経済的及び政策的問題と結びついたコストモデルの発展に関する地域的な研究
Q 5	継続	料金及び計算原則を扱う勧告 (関連する経済的、政策的問題を含む) に関する文言及び定義
Q 6	継続	国際インターネット接続性 (IPピアリング、地域相互接続点、サービス提供コスト、Ipv 4からIpv 6への移行の影響を含む)
Q 7	継続	国際移動体ローミング (課金、計算及び精算メカニズム並びに国境付近のローミングを含む)
Q 8	継続	代替通話手段及び設備やサービスの不正使用や悪用
Q 9	継続	インターネット、サービスや設備の集中、OTTのような新サービスが国際通信サービスやネットワークに与える経済的、規制的影響
Q 10	継続	国際電気通信サービスやネットワークの経済的側面と関連する市場の定義、競争政策及びSMP事業者の画定
Q 11	新規	ビッグデータ及びデジタルアイデンティティの経済的及び政策的側面
Q 12	新規	MFS (モバイルファイナンスサービス) に関する料金、経済、政策事項
Q 13	新規	多国間の地上電気通信ケーブルに関する精算協定の料金、課金問題に関する研究

* 新規/継続は、前研究期課題との比較

* SMP: Significant Market Power

3. 今回会合の概要

3.1 WP1会合

- ① 国際通信の事業者間プライスリスト統一
- ② プリペイメントの勧告D.195への導入

ロシア事業者が、上記2つを提案してきた。通信事業者は協定の基、双方が交わす通信に関わる事業者間料金を設定し、それを料金表として交わすのが一般的であり①はこの中の必須要素・オプション要素の標準化を提案している。現状、固定系の通信事業者間においては決まった料金表フォーマットは無く、二者間でその詳細を決定することが可能である。恐らく、ロシア提案の背景には、ロシアが相対する事業者の中にロシア側の要望を満たさない料金表を送付してくるところがあり、これを改善するためITU勧告を作成し、勧告を用いて料金表改訂を要望する意図があると考えられる。②のプリペイメントは、通信の発生前などに相手方に一定の支払いを実施する方法で、増加してきた振興事業者にて使われることが多く、支払いを先に済ませることで相手方の信用を得たり、交渉上のメリットを得られるケースがある。プリペイメント精算は、受け手にとっては収入の予想が可能となりメリットが高い方法のように思われがちだが、その実行性は交渉による部分が多く、払い手としてはサービス提供より先に支払いを実施するリスク、どちらの側としてもその後の精算を複雑にする可能性等を含んでいる。精算・交渉手段のオプションのひとつとして標準化しておくことは有効だが、通信事業者としてはプリペイメントを使う側・使われる側両方の立場となることを想定して勧告の内容を検討しなければならない。

会合では、今回出席していた通信事業者を中心に議論が行われ、一定の勧告ドラフトが出来上がった。今後は次回会合までに更に多くの国や事業者に対して照会を行うことで集約された。

3.2 WP2会合

- ① モバイルフィナンシャルサービス (MFS)

WP2の主要議題であり、今回の会合で個別の課題として新しく設定されたMFSに関して提出された寄書を分類すると以下に分かれる。

- (1) 作業の進め方等に関する提案（新規課題化を主張するものを含む）

- (2) MFSのコスト研究を実施し、勧告もしくはテクニカルペーパーを作成する提案
- (3) 研究成果物を予め明確にするため、ワークアイテム*を新設する提案
- (4) MFSの事例を基に検討する提案（規制枠組み、金融当局やOTTとの関係等）

前研究期にSG3では、MFSのコスト、課金及び競争に関する勧告案をレポートがとりまとめていた。これに加え、サービスの普及と消費者保護に関する勧告も作成することが予定されている。早期に勧告を作成し、MFSの普及を促進したい途上諸国の意向が見受けられるが、2016年12月までTセクターにあったDigital Financial Servicesのフォーカスグループ (FG) からのSG3へのリエゾンにて、金融サービスの専門家が乏しいSG3では勧告の内容検討が不十分、と指摘される部分もあり、文書の精度を高めることに難航している。同FGの成果物である28件の報告書が関係SGに展開される予定であるため、今後はそれらを用いて、2017年11月開催のレポート会合で勧告案の推敲が行われるだろう。

本件については、上記勧告案の中のMFSコストや料金に関する記載の中で、通信に関する部分がどれだけ明確化されるかがポイントのひとつと考えられる。銀行口座とモバイル端末を持つことに特段の困難を感じない日本のような先進国では、作成される勧告が将来のMFSサービスにさほど大きな影響を与えることは無いと思われるが、経済的状況や環境が異なる途上国でのサービス展開や、日本の通信事業者による海外でのMFSサービス展開を想定した上で勧告の落としどころを探っていく必要があると考えている。

3.3 WP3会合

- ① 国際インターネットサービス (IIC)

前研究会期まで新しい技術等を使ったサービスに関する課題を扱うWP1で検討が行われていたIICは、今期からデジタルディバイド解消を主眼としたWP3で扱われることになった。SG3で繰り広げられるIICの議論の傾向は、Tier1としての米国（国もしくはISP）等が未だ市場で独り勝ちしているため、これを解消するための研究をする、という途上諸国の主張があるため、今期からこれをWP3で扱うことは本来あるべき姿なのかもしれない。各WPへの課題の割当ては、どのような成果が期待されているかとい

* ワークアイテム化されると、勧告、テクニカルペーパー等何らかの成果文書を目途に研究が行われる。



うことが関係し、非常に重要である。

個人的に気になるのは、SG3で繰り返される議論と実際のIIC交渉で行われる各国の力関係が必ずしも一致しない可能性があることである。例えば、どこかの国の小さなISPが、非常に魅力的なコンテンツを発信し、それを他国から多くのユーザが利用するようなことになれば、力関係は必ずしも先進国VS途上国とはならない。このような場合、接続性を高めるために、その国や事業者は交渉において有利な立場を得ることが可能である。今期の研究の焦点は、“IICにおける効果的な競争”とあることから、コストや課金方法の話だけではなく、SG3らしく幅広く柔軟な議論が展開されることを期待している。

- ② Artificial Intelligence (AI)
- ③ Digital Identity
- ④ Big Data

上記3つは、今期から研究が開始された課題であり、具体的な検討項目については、未だ国によって意見の隔たりがあると思われる。いずれも発展中の事柄であり、今期に通信の国際標準化という観点から何を共通事項とすべきか決め難い。ここでも新規サービスの展開に取り残されたくないために早期に成果を出したい途上国と、関係機関の状況から慎重に検討・議論を行いたい先進国が対立する。

AIは参加者の関心が比較的高く、特に途上諸国からは早くも勧告案が提出されている。その勧告案の精神は、業界としてAIを誠意をもって活用すべく方針を定めるものであり、通信がどう関わるかという部分はさておき、そのような主張から、先進国・途上国の違いは無く、新しい技術に対する先を見込んだ取組みの重要性を再認識する。

Digital Identityについては、電子認証基盤の設立を想定した勧告案が提出されたが、そのスコープが国際電気通信を超えた部分を含んでいることから、まずTセクタ内の関係SGヘリエゾンを送り意見照会することとなった。通信事業者としては、自社のIDが国レベルのIDと連携できることは概ね望ましいと考えるが、関連する内容をどこまでITUで規定することができるのか、各国と意見を合わせていきたいと考える。

Big Dataは、Digital Identityと同様にユーザの個人情報保護の観点から、またデータの扱いに関して、経済的影響を研究すべきとの意見があり、今回の会合では、他のSGと連携しつつ、テクニカルペーパーを作成していくことが決定された。

3.4 WP4会合

① OTTサービス

OTT (Over The Top) とは、動画・音声などのコンテンツ・サービスを提供する事業者、もしくはそれらコンテンツ・サービスそのものを指し、一般的には通信設備を持たずに、免許制度は通信事業者と異なるまま、通信事業者とほぼ同じもしくは類似するサービスを無料等で提供する事業体をさす。このため、通信事業者の収入が減少、国への通信事業者からの税収入が減少する現象について問題視するところがあり、どう対処すべきか前研究会期から議論が行われている。ITU勧告で関係のガバナンスを整理し、OTTとの良好な関係を保つべき、というのがSG3での議論の主たる方向性ではあるが、ここにも各国の政策・方針が関係し、今回のSG会合前にラポータ会合を開催してまで取りまとめた勧告案の合意には至らなかった。そもそもOTTサービスについては国内問題であり国際的な連携は不要と主張する米国は、多くのOTTを国内に持つこともあり、勧告案の中にちりばめられている“OTTをガバナンスする”考え方そのものに警戒感を持っていると思われる。但し、その議論の中で米国は、OTT勧告の作成にかたくなに反対するのではなく、可能な限り合意に近い文言を探り、相対する国々の意見を聞く中で、自国の主張を理解してもらい、少なくとも勧告案にそれらを含めて内容を和らげようと根気よく対処しているその姿勢は、国際交渉における誠意として学ぶところが多くあるように思われる。

4. 今後の予定

Meeting	Location	Dates
SG3 RG-EECAT (東ヨーロッパ、中央アジア、コーカサス等地域)	モスクワ	2017年9月
SG3 RG-ARB	ヨルダン (予定)	2017年夏
SG3 RG-AO	韓国 (予定)	2017年9月
ラポータ会合 (課題9、11、12、13、2の一部)	ジュネーブ	2017年11月27日 ～12月1日
E-meeting (課題3、7、9)		2017年12月
SG3 RG-AFR	未定	2018年1月
SG3 RG-LAC	未定	2018年2月 もしくは3月
SG3	ジュネーブ	2018年4月9日～ 18日